

（趣旨）

第 1 条 この要領は、名古屋市地域公共交通協議会設置規約第 13 条の規定に基づき、名古屋市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第 2 条 傍聴席は、これを一般席及び市政記者席に分ける。

2 傍聴者の定員は、会長が、事務局と協議の上これを定めるものとする。

（傍聴の手続）

第 3 条 一般席における協議会の会議の傍聴を希望する者は、あらかじめ公表した方法により、協議会に対し傍聴の申出をしなければならない。

2 会長は、前項の申出を受けた場合には、協議会傍聴証（以下「傍聴証」という。）を先着順に交付する。

3 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証の交付を受けた日に行われる協議会の会議に限り傍聴することができる。

（傍聴証の着用）

第 4 条 傍聴証の交付を受けた者は、会議場に入る際に傍聴証を見やすい箇所に着用しなければならない。

（傍聴証の返却）

第 5 条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場をしようとするときは、傍聴証を返却しなければならない。

（会場に入ることができない者）

第 6 条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

（傍聴者の守るべき事項）

第 7 条 傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話その他音を発生する機器の電源を切ること。
- (4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

（写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止）

第 8 条 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第9条 傍聴者は、第2条第2項の規定により非公開とする議題に関する審議等を行おうとするときは、直ちに会議場から退場しなければならない。

(傍聴者への指示)

第10条 傍聴者は、会長及び事務局員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、会長は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、会長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(会議資料の提供)

第12条 会議資料（非公開情報（情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。）に該当するものを除く。）は、傍聴者に対し提供するものとする。

(周知)

第13条 会長は、傍聴を希望する者及び傍聴者に対し、この要領が定める傍聴に係る手続、遵守事項その他の必要な事項について周知を図らなければならない。

(部会の会議の公開等)

第14条 部会の会議の公開等については、第2条から第13条までの規定を準用する。この場合において、第3条第1項及び第3項中「協議会の会議」とあるのは「部会の会議」に、第2条第2項、第3条第2項、第8条、第10条、第11条第1項及び第2項並びに前条中「会長」とあるのは「部会長」にそれぞれ読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、部会の会議の傍聴に関し必要な事項は、部会長が部会に諮り、又は事務局と協議して決定するものとする。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、協議会の会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り、又は事務局と協議して決定するものとする。

附 則

この要領は、令和5年 月 日から施行する。